

Title	保険と価値形成の問題 について
Sub Title	On the question of insurance and the formation of value
Author	庭田, 範秋
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.10 (1956. 10) ,p.715(27)- 733(45)
JaLC DOI	10.14991/001.19561001-0027
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19561001-0027">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19561001-0027</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

た場合はつねに雇用は増加する。即ち平均賃金と同方向に變化する。家計中核労働群の指定需要労働量が一定で賃金率が騰貴した場合、つねに総雇用量は減少する。即ち平均賃金を逆方向に變化する。このようにして労働を需要する企業群の階層の何れの部分がどのように支拂賃金を増加するかによつて総雇用量の變化の方向は一定しないのである。したがつて第六圖の需要曲線と同時に、労働側の収入餘暇選好表および初期條件に關して概略でも豫備知識をもたないかぎり反應の豫測は困難である。

(六) 結 語

- 以上述べたことを要約すると、
  - (1) シェデュールとしての労働供給曲線は右下りである。
  - (2) 賃金率變化に對する反應は、家計中核労働供給者と家計補助者とに分割して考へる必要がある。
  - (3) 家計中核労働供給者の供給量は、少くとも短期的には賃金率の變化に無感である。即ち需要曲線と供給曲線との交點としての均衡賃金——雇用量は一般に實現しない。
  - (4) これは企業および労働の双方の側に於いて生産の角度からみた質の分布と本質的に結びついている。
- 等であるが、これら命題の經驗的裏附としてはさらに下表の如き資料を擧げることができる。

しかしここでの考察は全く豫備的なものであるから、雇用政策を妥當なものとするためには雇用現象の背後にひそむメカニズムに關してさらに精確な知識を必要とし、漠然たる印象に基いた安易な標

世帯人員	有業人員	世帯主以外一人當り収入
4.63	1.69	6,700
4.47	1.91	6,230
4.48	1.58	7,800
4.54	1.55	6,440
4.73	1.41	7,280
4.81	1.38	8,200
5.00	1.37	6,750
5.16	1.34	8,320
5.22	1.44	8,680
5.26	1.34	8,840

昭和29年9月F. I. E. S. 全國勤勞者世帯

語の適用から脱却するために今後一層緻密な資料分析が要求されていることを銘記せねばならない。

(註) 函數の特定化を伴うより具體的な分析は小尾惠一郎氏および尾崎巖氏により行われそれぞれ本年の理論經濟學會、統計學會に於て報告されている。

『保險と價值形成の問題』について

庭 田 範 秋

一 保險の生産性に關する諸見解

保險學または保險論の書物あるいは論文にして、主として保險の効用や効果を述べる際に、保險の生産性を指摘し、主張するものは、かなり多い。經濟原理・原論・總論の書物であつて、保險の生産性を論じたものも、その數は多くはないが、無いわけではない。これらは、それぞれの學問的立場や思想の相違からして、その主張するところも、その理論も千差萬別であつて、研究の興味を呼ぶこと大であるが、殊にわが國においては、過去にも、保險料の本質についての論争があり、現在もまた、それが再燃しつつあることから、保險は果して商品の價值を形成するかどうかの問題、保險料の源泉、保險料の經濟學的性質等の究明は、保險研究者、特に保險經濟研究者の、等閑に付すべからざる問題である。

保險に加入することによつて、各企業は安心して生産活動に専念できる。保險は、危險の社會的コストを最小ならしめて、節約できた資本部分を生産に向わせる。保險は、安心感・安全感・保全感・

經濟的保障などの、無形の財・商品を生産する。これらの保險の生産性説は、概して素朴な經濟觀に立脚しての場合が多く、その據つて立つ經濟學の價值論も不鮮明であり、また保險の効用・効果の一つとして、保險の生産性を論じたからと云つて、それで保險が商品の價值を形成すると結論せられる譯でもない。

(註1) たとえば Allan H. Willlett; The Economic Theory of Risk and Insurance, 1951. には「この見解が「Solomon Stephen Huebner; Marine Insurance, 1920.」にもみられる。わが國の保險總論の書物には、ほとんどと云つてよいくらい、この見解が述べられてある。

(註2) 全體主義的であり、觀念的であつて、やや把握し難いが、W. Weddigen; Die Produktivität der Versicherung, Zeitschrift für die gesamte Versicherungs-Wissenschaft, 1931. には、この見解が述べられてゐる。

(註3) 志田御太郎、印南博吉氏共譯「ヴォルネル氏保險總論」

(Allgemeine Versicherungslehre von Prof. Dr. jur. Gerhard Wörner, 3te, erneuerte und verbesserte Auflage, 1920. G. A. Gloeckner, Verlag, Leipzig.) R. Liefmann; Ueber Begriff und Wesen der Versicherung, Versicherung und Geldwirtschaft, 1925, Nr. 5. などには「この見解がみられる。

(註4) 本稿において、今後、主題となる保険は、物保険 (Güter od. Sachversicherung) として企業保険 (Business Insurance) である。

効用の創造を生産と定義して、道路は新しき価値を創造し、軍備は既存の価値を保持するから生産的であると、保険も保持の生産性を持つから、國民經濟的には生産的であるとしたワーゲンフェーデルの見解。効用とは、人類の欲望を満足せしむる事物の能力にして、これを物質的効用 (Material utility)、位置的効用 (Place utility) および時間的効用 (Time utility) の三種に分け、価値とは、その事物の有する効用の評價額にして、生産的とは、新効用すなわち新価値を創造することであり、保険は時間的効用を増加するから生産的であるとするセリグマンの見解。これらは事故に對する豫防・鎮壓策とその善後策としての保険とを、また保管と保険とを混同しての見解ではなからうか。

「もし一定の規模の地震が三ヶ月毎に規則的に起るとしたならば、それによる破壊はおそらく生産費の一要素として取扱われ、したがって粗所得 (Gross Income) から控除されることになるであらう。

んなる分配形態にすぎないところの利潤——利子や地代をその源泉とみなし、保険料も特別費用の名目において利子や借地料と同様に推論し、それによつて、利潤——利子・地代・保険料等の、眞の源泉を隠蔽する結果に導くのである。

(註5) H. Wagenführ; Wirtschaftskunde des Versicherungswesens, 1938.

(註6) Edwin R. A. Seligman; Principles of Economics, 1912.

(註7) A. C. Pigou; Income, An Introduction to Economics, 1st ed. London, 1946. 鹽野谷九十九氏譯「ピグウ所得——經濟學入門」六一七頁。

(註8) 前掲「ピグウ所得——經濟學入門」六頁。

(註9) 佐波宣平氏「保險學講案」一〇二—一〇九頁。

近藤文二氏が、過去における、馬場克三氏との論争の過程において主張せられた理論。同氏は「価値を形成する保険料」として、「全社會的觀點に立つ限り、保険料が価値を形成するか否か、即ち生産費を形成するか否かは、その保険が、生産過程における資本に對する保険であるか否かによつて決定される。」「生産資本に對する保険の保険料は價值形成的であるが、商業資本における保険料は全くこれと事情を異にする。」「資本に對する保険、即ち、企業財産保険の保険料には、社會的に見て、價值形成費用としての資格をもつものと、單なる空費として生産費を形成しないものがある。前者は、

『保險と價值形成の問題』について

らう。便利な實際的方式は、實業家ならばそれに、正式であるとか否にかかわりなく、保険をつけることによつて考慮されるのが正當であるが、他のひとびとによつては、そのような考慮がなされないような資本の減耗は、純所得 (net income) を算定する前に粗所得から差引くべきであるということ、これである。」「ピグウの經濟理論・國民所得論において、設備の生産的使用にはなら關係を持たない、まったく外部的な原因から起る資本設備への損害、たとえば天災とか戦争とかによる破壊を相殺するための差引き——資本損失が、地震による破壊の資本損失が、なぜ三ヶ月毎に、規則的に起ることによつて生産費の一要素となるのか。また、ある種の生産資源が、火災のような災害にさらされての減耗を、實際に生産資源が使用されると否にかかわらず、使用する目的で設備を保有することに伴う不可避的な出來事として、すなわち火災保険は、資本損失としては取扱われないうで、純所得を粗所得以下に引下げる控除部分、純所得を算定する前に粗所得から差引くべき部分として、生産資源の、時の経過とか休止しているとかによる損耗と同様に、生産費の一部として認めてしまつて、はたしてよいかどうか。もつとも、ピグウは、これらの問題を、「たしかに、若干は抜にくいこととがらである」と、指摘してはいるが。

保險料を費用の一つと解して、利子・借地料等と共に、企業として當然支出すべき費用なるがゆえに製品の價格のうちに入せられるとする見解。これは一種の、價值論上における生産費説の見解であり、生産費説が排撃せられると同一の論法において排撃せられる。すなわち價值認識の本末を顛倒し、交換價值の結果であり、た

一定の生産力の發展段階における不斷の過剰生産から充填されるものであるが、後者は、明かに利潤からの控除を意味する。即ち、前者は、資本的生産制をとると否とに拘らず、社會的に必要な費用であるが、後者は、資本的生産制を前提とする場合においてのみ存在する費用である。」「ある商品の價值——使用價值ではない——は、使用價值としての商品に含まれたる具體的労働、即ち、その商品の生産に對して具體的に消費された労働そのものによつて決定されるのではなく、抽象化された社會的労働的労働によつて決定されるのである。随つて、ある商品を生産するために具體的にどれだけ原料を消費し、機械のどれだけ部分を消耗したか、即ち、その生産に直接かかほりをもつた物質そのもの、労働そのものはそこで問題ではない。問題はむしろ、その商品の生産のために犠牲となる一切の社會的労働的労働の量である。そして、もし、物理的觀點から見て、或は、箇々の資本の立場から見て、それが偶然的であり、天災的であらうとも、一定の生産力を前提とする限り、社會的平均的に不可避の損害であるならば、その商品の生産過程における損害である限りは、それによつて失はれたと考へられる價值高は、事實においては、生産資本から商品資本へと轉形してゐると考へねばならない。破壊されたものは單に使用價值としての資本であり、價值としての資本は、少くとも社會的には、商品の價值に轉形してゐるとはいひ得ないであらうか。」「資本に對する保険の保険料が價值を形成するか否かは、その資本が眞實の意味における生産資本であるか、或は單に商品と貨幣との形態轉化を意味するに止まる流通資本であるかによつて判定すべきであると思ふ」と。

さて、近藤文二氏の、戦後における、保険(社會保險にあらず)に關する著書「保險論」では、「マルクスが剩餘價値のなから支拂われるとする保険料が果して、剩餘價値の控除とのみ解すべきか、さらには、現實には一つの價値を形成する費用と見るべきかについても問題があると思ふ」とされながらも、その後の「保險・保險理論」なる小勞作品中ではあるが、「直接に資本の填補をなす」ものとしての保険として、マルクスの云うところの剩餘價値からの控除としての保険のみしか示されていないことは、すなわち同氏が、商品の價値を形成する費用としての保険を、つまり價値を形成する保険が存在すると云う見解を、この場合に關しては、放棄せられたものと認めてよいのではないか。ただし、このことを最終的に、決定的に結論づけるには、「保險・保險理論」が解説的な小品にすぎ、また同氏が、戦後に書かれた保險(社會保險にあらず)の書物および論文の数が、必ずしも多くはなく、とくに保險と價値形成の問題を主題としたものが絶無なことから、俄にこれを斷定することは避けたい。

(註10) 近藤文二氏が、保險と價値形成を論じられた主なものは、「保險の本質」(大阪商科大学經濟研究年報 第九號、昭和十一年九月三十日、大阪商科大学經濟研究会)、「生命保險と資本蓄積」(經濟學雜誌 第一卷 第三號、昭和十二年六月、大阪商科大学經濟研究会)、「保險の本質と保險料の本質」(損害保險研究 第三卷 第四號、昭和十三年十一月一日、損害保險事業研究所)、「保險經濟學 第二卷」(昭和十四年二月五日、甲文堂書店)、「保

の生産性」(經濟學雜誌 第六卷 第六號、昭和十五年六月、大阪商科大学經濟研究所・同經濟研究会)、「保險學總論」(昭和十五年六月三十日、有光社)

(註11) 前掲近藤氏「保險學總論」三二五—三三三頁。

(註12) 近藤文二氏「保險論」一五三頁(新經營經濟學全書 第廿卷、昭和二十三年八月三十日、東洋書館)。

(註13) 大阪市立大學經濟研究所「經濟學小辭典」一〇〇五—一〇〇七頁(昭和二十六年六月二十日、岩波書店)。

(註14) 白杉三郎氏「保險學總論」初版(昭和二十四年六月五日、千倉書房)一、二六頁には、「保險費用は如何なる意味に於ても生産費用たり得ないという事はできないと思ふ。これは保險の種類によつて吟味しなければならぬ。保險が生産手段の更新に役立つ限りには於ては保險の費用は一種の償却費と見るべきものであつて、從つて生産費たるべきものである。例えば、機械保險の保險料、社會保險に於ける雇主の餉金部分の如きこれである。」その再訂版(昭和二十九年六月十日、千倉書房)一三一—一三二頁では、「生産過程に内在する危険による資本の損傷に對する保險(例えば、機械保險)の費用は、當該生産部門の資本の償却費と見るべきものであつて、生産費を形づくる。これに反して、生産過程に結びつかない保險の費用は、生産費を形成しないで、資本利潤からの控除をなすものといふべきである。」近藤文二氏の説と接近している見解である。

保險はたんに、生産に對する妨害を防ぐのみのものであり、本來

的な生産過程そのものの要素ではないとするシュタイフインガーの見解は、保險は價値を形成しないとするもの一つであらう。わが國では西藤雅夫氏の保險の生産性の否定説は特色がある。同氏は、その論文「保險資本の構造とその生産性」において、保險商品説を否定しつつ保險生産性説を否定し、保險資本の循環方式を説明して、保險を金融であると見、保險資本を金融資本とするその理論は、マルクス經濟理論に據らざる、保險の價値形成否定説として注目に値する。保險が商品の價値を形成すると云う主張を完全に否定した立場のものとしてられる馬場克三氏の見解は、「保險のための費用が、『剩餘價値から補償されねばならぬのであつて、剩餘價値からの控除をなす』とするマルクスの見解と一致するものであり、かつ、これを詳細に説明したものである。」わが國における、保險の價値形成否定説の過半は、マルクスの、そして馬場氏のこの見解と、同一系列のものである。

(註15) L. Steppinger: *Versicherung und Gesellschaft*, 1913.

(註16) 西藤雅夫氏「保險資本の構造とその生産性」(彦根論叢 第二十二號、昭和二十九年十一月、滋賀大學經濟學會編)。

(註17) 馬場克三氏「保險料の經濟學的性質」(經濟學研究 第六卷 第一號、昭和十一年三月卅一日、九州帝國大學經濟學會)、「保險料の經濟學的性質再論」(損害保險研究 第三卷 第三號、昭和十二年八月一日、損害保險事業研究所)。

(註18) 印南博吉氏「保險の本質」四九九頁(昭和三十一年三月三日、保險と價値形成の問題)について

十一日、白桃書房)。

(註19) (註17・18)の他に、印南博吉氏「保險學の方法に關する最近の問題」(損害保險研究 第七卷 第四號、昭和十六年十一月一日、損害保險事業研究所)、「安部隆一氏「流通諸費用の經濟學的研究」(日本學術論叢、昭和二十二年九月十五日、伊藤書店)、「齋藤利三郎氏「保險の經濟理論序説」(内外研究 第十八卷 第一・二合併號、昭和二十三年十二月)、「馬場克三氏「保險經濟概論」(昭和二十五年四月十五日、文化評論社)、「前掲近藤氏「保險・保險理論」、齋藤利三郎氏「保險資本の確立と展開」(高垣寅次郎先生還曆記念論文集、昭和二十七年十一月十日、高垣寅次郎先生還曆記念論文集刊行會)、「岡部寛之氏「保險の資本主義的役割」(保險學雜誌 復刊第六號 通卷第三八三號、昭和二十八年十一月十五日、日本保險學會)、「インシュアランス紙における近藤文二氏、印南博吉氏、岡部寛之氏の論争の諸論文(昭和三十年一月十三日、二月三日、五月五日、五月十二日、六月九日、六月十六日の諸紙、保險研究所)、「拙稿「經濟學の保險論——古典學派およびマルクス主義經濟學の保險觀」(三田學會雜誌 第四十八卷 第四號、昭和三十年四月一日、慶應義塾經濟學會)、「拙稿「保險費用の性格と保險業の利潤について」(保險研究 第五集、昭和三十年四月三十日、慶應義塾保險學會)、「岡部寛之氏「保險と價値論」(保險學雜誌 第三八九號、昭和三十年三月五日、日本保險學會)、「笠原長壽氏「損害保險及び生命保險における相違とその特徴」(明大商學論叢 第三十九卷 第四號、昭和三十一年二月十五日)、「笠原長壽氏「保險労働に關する一考察」(明治大學 商

學研究所年報 第一集 昭和三十一年二月二十日)、岡部寬之氏「保險學新講」(昭和三十一年三月十日、保險研究所)、拙稿「保險經濟學の方法」(保險學雜誌 第三九三號、昭和三十一年三月三十日、日本保險學會)。

## 二 保險費用と修繕費用の

### 關係についての再論

——本來的・經常的修繕費用を巡って——

印南博吉氏は、ごく最近の著作「保險の本質」なる著書において、「保險は果して商品の價值を形成するであろうか。この問題については、二つの事柄を分けて考えねばならない。その一つは、保險に對して拂込まれる保險料が、本來生産費の一部を形成するかどうかという問題であり、他の一つは、保險施設に雇われている人たちの労働、すなわち保險労働なるものが、商品生産のための労働と同じように、價值を形成したか否かを生み出すものであるかどうかという問題である。二つの問題は決して互に無關係でなく、第一の問題に對する解決は、おのずから第二の問題の解決に影響を及ぼすことになる」と述べ、第一の問題に關しては、マルクスの主張は正當であつて、保險が價值形成的であると云う見解は根據を失うとし、「この點が解決をみた以上、保險労働が價值形成的であるかどうかという問題もまた、同時に、かつ自然に解決をみているのである。改めていうまでもなく、保險が價值形成的でない以上、保險労働は價值形成的でありえない。……保險労働は商業労働と同様な性質をもち、商品に價值をも剩餘價值をも追加するものではない。」

とせられているが、ここで云う第一の問題であるところの、保險に對して拂込まれる保險料が、本來生産費の一部を、すなわち商品の價值を形成するかどうかは、きわめて複雑・難解なる問題であつて、すべての物保險にして企業保險の保險料が、商品の價值を形成しないと断定し・結論することには問題・疑問が存し、その例としての保險費用と修繕費用の關係の分析は、重要缺くべからざる研究項目であり、本章ではこれを追求する。さらにまた同氏の類推論法批判論による保險の價值形成否定論にも、筆者は賛同し難き點があり、これに關しては次章において論及する。

(註20・21) 前掲印南氏「保險の本質」四九六頁、五一八頁。

マルクスの「資本論」中における、修繕費に關する理論を分析すると、これが二つに分けうる事が解る。筆者も、すでに、「保險費用の性格と保險業の利潤について」なる論文において、經常的修繕費と偶然的修繕費との二つに分類した。經常的修繕費とは、マルクスにおいて、本來的修繕費と命名せられているところのものであつて、「本來的な修繕または修理労働は資本および労働の投下を要するが、この投下は本源的投下資本には含まれず、したがつてまた、固定資本の漸次的價值填補によつては必ずしもつねに填補され補償されうるわけではない。たとえば、固定資本の價值は一萬ポンドで總壽命は十年とすれば、この十萬ポンドは十年後に全部が貨幣に轉形されるが、本源的投下資本の價值を填補するにとどまり、その間に修繕において新たに附加された資本または労働を填補しはしない。」

この資本は追加的價值成分であつて、一舉に投下されるのではなく必要次第に投下されるのであり、その種々なる投下時間は當然ながら偶然的である。すべて固定資本は、労働手段および労働力をもつて行われるかかる後日の断片的な附加的投下を必要とする。「労働手段すなわち機械・建物などの修繕……修繕される機械は、労働手段としてではなく労働材料として機能する。それをもつて労働が行われるのではなく、その使用價值を補修するためにそれ自身が加工されるのである。かかる修繕労働は、吾々の目的のためには、いつでも、その労働手段の生産に必要とされる労働に含まれているものと考えることができる。」かく論ぜられているところのこの修繕費もまた、經常的修繕費のことである。

さて、このような修繕費、「こうして填補される追加資本は、投下の仕方は不規則だが流動資本に属する。機械の故障を一々すぐに修理するのは極めて重要なことだから、各大工場には、本來的工場労働者のほかに、技師・指物工・機械工・錠前工などの一團がいる。彼等の賃銀は可變資本の部分をなし、彼等の労働の價值は生産物のうえに配分される。他面、生産手段に必要な支出は、事實上では不規則な時期に投下され従つてまた不規則な時期に生産物または固定資本に入りこむのだが、右の平均計算に従つて規定され、この計算に従つてたえず生産物の價值部分をなす。本來的修繕に投下されるこの資本は、幾多の點で獨自な種類の資本を——流動資本にも固定資本にも分類できないが、經常支出に屬するものとして寧ろ前者に算入される資本を——なす。」

「異常な天災・火災・洪水などによる破壊に關する保險……。」

『保險と價值形成の問題』について

これは剩餘價值から補償されねばならぬのであつて、剩餘價值からの控除をなす。「損傷され、したがつてそれだけ絶滅される部分……再生産過程のかかる擾亂は保險の項に屬する。」「災害にたいする保險」かかる保險は、じつは偶然的修繕費を補填するものであつて、「たとえば船舶業のように大きな危険にさらされている資本投下は、價格引上げによつて補償をえる……。資本制的生産が發展し、それにつれて保險業が發展すれば、危険の大きさは事實上すべての生産部面にとつて同等である……。危険の多い諸部面はより高い保險料を支拂い、その償いを商品の價格で受けとる。」剩餘價值の利潤への轉形、利潤の平均利潤への轉形。「保險會社は個別的資本家たちの損失を資本家階級のあいだに配分する。だが、このことは、かくして平均化された損失が相變らず——社會的總資本を考察すれば、損失たることを妨げない。」

(註22) 前掲拙稿「保險費用の性格と保險業の利潤について」七四—七七頁。

(註23・24・25・26・27・28・29・30) Karl Marx: Das Kapital. Volksausgabe besorgt von M.-E.-L.-Institut. Bd. 1, 1932. 長谷部文雄氏譯、青木書店版、マルクス「資本論」第二部全、③、三三四頁。第一部上、①、二一三頁。第二部全、③、二六頁。第二部全、③、二二八頁。第三部下、⑤、一一九六頁。第三部下、⑥、一一五四頁。第三部上、④、三〇九—三一〇頁。第二部全、③、一七七頁。

わが國の「商法第八二九條「保險者の法定免責事由」保險者ハ左ニ掲ケタル損害又ハ費用ヲ填補スル責ニ任セス」として、その「一保險ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗又ハ保險契約者若クハ被保險者ノ惡意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害」と規定している。これはすなわち、損害保險における、性質損害不填補の原則を示すものでもあつて、海上保險を例にとれば、「性質損害」(Beschaffenheitsschaden)とは保險の目的たる船舶または貨物の「性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗」に因り生ずる損害をいう<sup>(31)</sup>のである。つて、「斯種の損害は元來被保險企業の通常の経過に伴い普通生ずるものであり、したがつて、その發生が確實なものであるから、保險損害たる性質を有しない。故にこれに對しては保險者を免責させるのが理論上當然であるといわなければならない。」海上保險における性質損害の種類は様々であり、これらを船舶に關するものと、貨物に關するものとに大別すると、「(1)船舶の性質損害(不堪航損害は廣い意味では、船舶の性質損害に屬するけれども、その立法理由が他のものと異なるから、別個に論ずるのが適當である)(1)船舶の消耗損害 (2)船舶の老朽損害 (3)腐蝕・錆・鼠または蟲喰に因る船舶の損害 (4)貨物の性質損害 自然腐敗、生動物の自然死、目減り、錆・黴、通常の漏損、通常の破損、自然發火および自然爆發、荷造の不完全に因る損害、汗濡、鼠害および蟲害、その他(混合、曲損、鈎傷、擦傷等)<sup>(32)</sup>」。「船舶の性質損害に關する原則は船舶保險の場合だけに限らず、船舶に關連ある總ての保險の場合に、また貨物の性質損害に關する原則は貨物保險の場合だけに限らず、貨物に關連ある總ての保險の場合にこれを準用することができる。」<sup>(31)</sup>

船舶の性質損害の「消耗損害(wear and tear; Abnutzungs-schaden)とは、保險の目的の使用に因り、この物に生ずる普通の消耗をいう。多くは企業の進行に伴う通常の用法から生ずるものであるが、時として異常の用法からなほ、斯かる普通の消耗が現われることなしとしない。しかし、いづれにしても、本來の消耗損害は企業の一般的管理費を以つて充塞すべき支出以上の意義を有するものでない。また斯かる消耗損害の發生は確實なものであるから、敢えて法規または約款の明文を俟たずとも、保險者は消耗の結果たる損害については當然填補の責を免かるべきである。」<sup>(32)</sup>

「保險の目的の性質または瑕疵に因る損害に二種類あつて、一は全く内部的事情すなわち航海に關係なく生ずるものであり、例えば食料が腐敗または發熱し、動物が病死するが如きこれである。その二は當該航海に普通な事情と結合して、またはその影響を受けて、例えば一定航海に普通経験する風波に因りまたはかかる航海に普通な分量の海水の侵入に因つて積荷が毀損を蒙るが如きこれである。ところで前者はたとえそれが偶發的のものであつても海上危險に因るものとは稱し得ないが、後者は當然海上危險に原因するものといふ。しかし今日いづれの國の海上保險法にあつても一般に積荷の性質または瑕疵を免責危險とし、内部的性質のものについては無論のこと、外部的事情に影響されたものについても保險者にこれが填補の責なきものとして置けるが、これは主として沿革的理由によるものと思ふ。すなわち昔時にあつては——恐らくは海上保險制度に先行する冒險貸借の時代から——物の瑕疵に基づく損害は不可抗力(cas fortuitus)でなく、不可抗力に因らないものは保險者の責任

(冒險貸借の場合には貸主の不利益)に歸しないという考え方があり、これが當時の約款または法律に規定されて現代に傳つたものと稱し得よう。<sup>(30)</sup>

「保險の目的の性質または瑕疵に因る損害を負担しないのは、海上保險者は不可抗力に對してだけ責を負うという全く一種の理論的理由から生じたのであるが、實際問題として損害を受け易い種類の積荷にあつては(例えば食料)損害は果してその内部的事情(普通の航海事情)に因つて生じたものか、それとも外部的事情に因つて生じたものか決定困難なことがあり、當事者間に争を生じ易い。」<sup>(30)</sup>

「實際においては往々性質損害が危險事故の結果として生ずることあり、或いは保險の目的の性質と海上危險とが不可分の共働して損害を惹起することあり、これらの場合においては純粹の性質損害と危險事故とのけじめが判然としない。このことからややもすれば性質損害が保險損害中に含まれて保險者に轉嫁される傾向を生ずる。ここにおいて各國の保險法は特に規定を設け、保險の目的の性質または固有の瑕疵に直接基因したる損害に對しては保險者を免責せしむる趣旨を明示し、約款はまた法規の趣旨を取引の實情に適する如く具體的に布衍しているのである。」<sup>(30)</sup>

(註31・32・33・34・35) 勝呂弘氏「海上保險(改訂新版)」(昭和三十年一月二十日、春秋社)二九八―二九九頁。

(註36・37) 加藤由作氏「ロイド保險證券の生成」(昭和二十八年二月二十八日、春秋社)一九四頁、一九六頁。

(註38) 前掲勝呂氏「海上保險」二九八頁。

「保險と價值形成の問題」について

本來的・經常的修繕のために投下される資本である本來的・經常的修繕費用、これによつて填補せられる本來的・經常的損害は性質損害である。性質損害は被保險企業の通常の経過に伴つて普通に生ずるものであり、保險の目的の使用に因つてこの物に生ずる普通の消耗であり、企業の進行に伴う通常の用法から生ずるものであつて、普通な事情と結合して、またはその影響を受けて、例えば海上保險において普通経験する風波に因りまたはかかる航海に普通な分量の海水の侵入に因つてなほ蒙る損害である。それはよし外部的事情に影響されることはあつても、なお内部的事情に出たもの・内部的性質のものであり、不可抗力に因らない損害であつて、これは異常な天災・火災・洪水などによる破壊による損害、災害による損害、損傷し絶滅することによつて再生産過程を攪亂する損害である偶然的損害とまったく異なるところの、本來的・經常的損害そのものである。

性質損害は發生が確實なもの・必然的に生ずべき損害であり、本來的・經常的損害は、本來的・經常的な「修繕勞働は、多かれ少かれ固定的性格をおびている」と云うことから當然に、それが固定的性格・確實性・必然性を帯びていることが解る。また性質損害中の消耗損害は、企業の一般的管理費をもつて充塞さるべき支出であり、本來的・經常的修繕に追加的に投下される資本は、經常支出に屬する。

さて性質損害、従つて本來的・經常的損害は、法律、商法、保險法、約款の規定により、保險においては性質損害不填補の原則によつて填補されない。ゆえに本來的・經常的損害→本來的・經常的

修繕——本來的・經常的修繕費——本來的・經常的修繕費を補填するための保険を、ましてやその保険料が商品の價值を形成するかどうかと云うことを考えることは、それはすなわち保険の原則・法律の規定を蹂躪することになるのである。

(註39) 前掲「資本論」二二四頁。

性質損害はその發生が確實なものであり、消耗損害の發生は確實であり、必然的損害額 (Trade allowance) の問題、例えば海上保険においては「保険の性質または瑕疵に因る損害の中、特に注意を要するのは、普通の航海事情において必然的に生ずべき一定額または割合の損害 (普通 Ordinary leakage or breakage)」の問題が存するが、そもそも性質損害そのものに、それがまったく内部的事情によつて生ずるものであつても、また例えば海上保険において海上危険に原因するがごときものであつても、共に偶然性は存在する。よしその發生が確實であつても、その發生の時期と程度において偶然性が作用する。たとえ偶然的であつても、なおかつ性質損害は不填補と稱えられる所以である。

本來的・經常的損害は、「機械などの個々の部分がこうむる損傷は當然ながら偶然的であり、したがつて、そのために必要となる修繕も偶然的」である。固定的性格を帯びていても、發生の時期と程度において、本來的・經常的な「修繕労働のための労働力および労働手段の現實的支出は、修繕を必要ならしめる事情そのものと同様に偶然的であり、必要な修繕の範囲は固定資本の生涯の種々なる時

期に種々に配分されている。<sup>(43)</sup> 本源的投下資本には含まれない、後日の斷片的な附加的資本投下を必要とするところの、この資本は追加的價值成分であつて、一舉に投下されるのではなく、必要次第に投下されるが、この本來的・經常的な修繕または修理労働に必要とされる資本および労働は、その種々なる投下時間は當然ながら偶然性である。「とはいえこれらの修繕労働は、多かれ少かれ固定的性格をおびていて固定資本の壽命中の異なる時期に屬する二つの種類に分れる、——幼年期の故障と、中年期以後の遙かに數多い故障。たとえば或る機械は、完全な構造をもつて生産過程に入りこんでも、現實に使用してみれば、補足的労働によつて修正されねばならぬ缺陷があらわれる。他面、機械が中年期をすぎればすぎるほど、つまり正常的磨損が累積して構造材料が消耗し老衰すればするほど、機械を平均壽命のつきるまで生かしておくに必要な修繕労働が數多くまた重大となる。それは恰かも、老人を早死させないためには元氣な若者よりも多くの醫藥的支出を要するのと同様である。だから修繕労働は、その偶然的性格にもかかわらず、固定資本の生涯の種々なる時期に不均等に配分されている。」これを保険の用語で云えば、性質損害・消耗損害においても、保険の目的の瑕疝あるいは老朽損害發生の結果によつて、その發生が齎されることが多いと云うことである。

本來的・經常的損害に對する本來的・經常的修繕のための「資本および労働のこの追加支出によつて附加される價值はその現實的支出と同時に商品の價格に入りこみえない、ということも明かである。たとえば紡績業者は、今週は齒車が破損したとかベルトが切れ性への洞見を困難にすることに貢獻する。」

(註40) 前掲加藤氏「ロイド保險證券の生成」一九七頁。

(註41) 「經濟を經營するにあつては思い掛けない事實が發生して豫期した通りの結果の發生は妨げられることが多い。斯くの如き事件を『偶然的事件』(Contingent Events; zufällige Ereignisse) といふ。そして『偶然』(Contingency; Eventualität) といふのは、一つの事件が特定の經濟主體にとつて

(1) 發生するかしないかわからないとき (Incertus an) (2) 發生することがわかつていても、發生する時期がわからないとき (Incertus quando) (3) 發生すること、發生する時期がわかつていても、如何よりに發生するかかわからないとき (Incertus quomodo) この事實を『偶然的事件』といふのである。」(園乾治氏「保險學」二頁、昭和二十九年十一月十日、泉文堂)。  
(註42・43・44・45・46) 前掲「資本論」③、二二四頁、二二五頁、二二四—二二五頁、二二五—二二六頁、二二八—二二九頁。

その據るところの學說のゆえに相違はあるが、保險經濟學者に共通に認められることは、保險の要件として、偶然性を有する特定の事實の豫想、合理的計算に基づく醜金、多數經濟體の結合および經濟施設なることこれである。<sup>(47)</sup>

ところで、その發生することは確實ではあるが、その發生の時期および程度において偶然性である本來的・經常的損害——本來的・經常的修繕——本來的・經常的修繕費、これの不規則・不均等性を、

「保險と價值形成の問題」について

保險によつて平均計算して平均支出する方法によつて克服せんとするよりも、統計・大數觀察、大數法則・確率論の数理技術に基づく平均化によつて、保険料釀出においてより正確に規則化し均等化し、企業・各資本家間に必然的に大きな不同が生ずる、これが各企業・各資本家のいづれかにより大により小に・と偶然的に生ずる本來的・經常的損害——本來的・經常的修繕——本來的・經常的修繕費を、これも恐らく經驗によつてであるが、社會的平均によつて規定して、この費用を一定額に定めて、同一事業部門における種々の資本家の利得の差異あるままに放置しておく・偶然に委せておくよりも、保險なる多數經濟體の結合のより合理的な經濟施設において、同じく保険料釀出の方法においてこの種の偶然をよりよく克服せんとすること、すなわち本來的・經常的損害を填補するところは、または本來的・經常的修繕費を補填するところの保險を考へること、保險の要件に反することなく、保險の本質に悖るところではない。しかりとすれば性質損害不填補なる保險の原則・法律の規定はいかになるか。

そもそも原則と云い法律と云うも、人間の定めたるものであつて絶対のものではない。社會の土臺と上部構造の問題。この性質損害不填補なる保險の原則・法律の規定のできたことは、經濟制度としての保險にこれの成立を促す要因が存したからであり、またこれを押切つて性質損害填補の保險を成立せしむることが、保險企業家——保險資本家に、決して有利ではなかつたからである。極端に云へば、保險事業が性質損害を填補しなかつたから、性質損害不填補な

る保險の原則・法律の規定が發生成立したのであるとも云うる。

保險の、現在の保險の存立には、技術的限界と經濟的限界が考へられる。それらの中には本來的・經常的損害すなわち性質損害・消耗損害の問題と關連するものがある。まず技術的限界としての、事故認定の困難なることこれである。性質損害は往々にして危険事故とのけじめが判然とせず、そしてまた「本來的修繕と填補との——維持費と更新費との——境界は、多かれ少かれ流動的である。特定の支出が修繕であるか、填補であるか、經常支出から支辨されるべきか原資本から支辨されるべきかという、たとえば鐵道についての絶えざる論争はここに由来する。」<sup>(49)</sup>「鐵道の車輛類の場合には修繕と填補とが全く不可分である。」<sup>(50)</sup>さらにここで注意すべき問題がある。海上保險における小損害不擔保の原則は、「損害發生の場合における原因確定に關する當事者の紛争回避の趣旨に出ずる」ものであり、

「保險の目的の性質上小損害が頻發してこれを填補することは保險者に煩しく、かかる保險經營上の不都合を除去する目的よりして發生したもの」<sup>(51)</sup>であるが、このような「實際上の立場を考慮した」この原則が、「曾ては火災保險その他陸上保險にも適用されたが、……現在では陸上保險には行われていない」となつてはいるが、しからば現在、陸上保險においてこのような問題點が、いかように解決されているのであるか。たとえば「火災保險に於ては、……如何に些少なる損害に對しても、保險者は填補の責に任ずべきである。然し少額なる金額の支拂につき正式の手續を採ることは、當事者何れにとりても煩雜なるが故にこの手續を省く爲め、責任無關係(Without Prejudice)の條件を以て、見舞金支拂(Ex gratia payment)の

形式に依り支拂を爲す場合もある。」<sup>(52)</sup>このような一時的な便法をもつてしたり、小事故——小損害發生の原因を追求し確定してのうえでなく、ただ放漫に保險金を支拂い、この負擔を、保險事業の獨占性を利用しての保險料の高騰において、正常・正當なる被保險者に轉嫁してはなからうか。本來的・經常的損害は、元來、事故認定が困難であり原因の確定の煩わしいものであり、さらに、小損害なのが普通である。さらに、多數の被保險物件に、頻繁に、また同時的・同程度に損害が發生すると云う技術的限界にも當嵌る。本來的・經常的損害とは、このような性格のものである。

偶然性の乏しい事故——損害に對する保險の經濟的必要性は決して痛感せられない、と云うのは、保險の經濟的限界の一つのことである。性質損害・消耗損害は、發生が確實であり、被保險企業の通常の経過に伴つて普通に生ずる、保險の目的の使用に因つてこの物に生ずる普通の損耗であり、多くは企業の進行に伴う通常の用法から生ずるものであるから、その發生の時期および程度に偶然性は存するとしても、その偶然性は大なるものではない。本來的・經常的損害も固定的性格を持つと云われることから、よし發生することは確實であつて、そしてその發生の時期および程度に偶然性が存するとしても、しかし、その偶然性は大なるものではない。もしそれが大であつたならば資本の再生産過程は、不斷の攪亂に見舞われることになつて、とても正常・圓滑なる企業の運営・發展は期し難いこととなる。

これらの、保險の、現在の保險の技術的・經濟的限界を反映して、照應しての性質損害不填補なる保險の原則・法律の規定である

『保險と價值形成の問題』について

が、唯物史觀で云う土臺と上部構造の關係そのものであるが、これらの損害も絶對的に保險による補填に適さないと云うのではない。絶對的に保險ではその填補が行いえないと云うのではない。技術的進歩・經驗の蓄積により、あるいは特別の組織を用いて保險が可能となる場合もありえる。他の保險に合併させたり、包含させたり、付帶させたりしてするものも一方法であろう。また經濟的限界にしても、例えば保險の對象となる物件の價格が著しく高額となる場合には、その本來的・經常的損害の發生の時期および程度において偶然性が小であつても、しかもその損害の時期および程度上の差額は、輕視でき難い程の高金額に至る。よしんばそれが、その企業そのものの規模と比較して小損害であつても、その金額の絶對額は相當大なるものとなる。社會の生産力の發展に伴う資本主義の高度化は、資本の有機的構成の高度化は、かくのごとき現象を招致する。性質損害填補の保險の意義がここに生ずる。かくして經濟社會に、保險による性質損害填補の要望が強まり、本來的・經常的損害——本來的・經常的修繕——本來的・經常的修繕費の保險が要請せられるようになれば、そして性質損害填補の保險が、あるいは本來的・經常的損害——本來的・經常的修繕——本來的・經常的修繕費の保險が成り立つ見通しがつけば、またはこれらを通じ、より以上の利潤を獲得しようとする確信が保險資本家に生じたとすれば、ここに性質損害不填補なる保險の原則・法律の規定は無視・蹂躪・破壞せられて、性質損害・本來的または經常的損害は保險者に填補せられ、あるいはこのための保險が創始せられるようになり、この保險は、この保

險の保険料は、ここに商品の價值を形成するとせられる。

(註47) 志田御太郎氏「保險學講義案」一一頁(明治大學出版部、昭和十八年四月三十日)、前掲白杉氏「保險學總論」十五頁、前掲國氏「保險學」十七頁、前掲印南氏「保險の本質」四〇四—四〇五頁等参照のこと。

(註48) 前掲拙稿「保險經濟學の方法」の「五、保險學における土臺と上部構造の關係」。

(註49・50) 前掲「資本論」③、二二九頁、二三〇頁。

(註51) わが國商法八三〇條 Allgemeine Deutsche Seeverversicherungs-Bedingungen, 1919. ③三四條 Marine Insurance Act, 1906. ⑥附則 Memorandum Clause.

(註52) 損害保險講義錄(昭和二十六年 第四輯)「海上保險」(損害保險事業研究所)七三頁。

(註53) 前掲加藤氏「ロイド保險證券の生成」一九八頁。

(註54・55) 前掲損害保險講義錄「海上保險」七二頁、七三頁。

(註56) 北澤宥勝氏「火災保險」三九六頁(昭和五年四月十五日、文雅堂)。

(註57) 特約によつて填補すると云ふ妥協的方法が行われるのが普通である。

### 三 仕損品の保險について

印南博吉氏の「保險の本質」には、「仕損品の例を根據として保險の價值形成性を類推する論法」、いわゆる保險に對する仕損品の

類推論なる、近藤文二氏のビール壘の例、佐波宜平氏の他の一例による保險の商品價值形成説に對し、「仕損品の例はいかにもモットモにみえるため、これを論破しない以上は、むしろ價值形成説が説得力をもち、有力となりうるのである。」「とどめを刺すべき急所」である「類推論法による保險價值形成説の當否を明らかにすることは、保險の本質に關するマルクス説の當否を判断する上において不可であり、肝要であるにもかかわらず、わが國の學者はいまだ一人この類推論法の當否を明らかにしてないのである」と述べ、印南氏自身のみるところでは、「近藤、佐波兩氏の類推論法には重大な誤りがあつて、到底これを支持するわけにはいかない。具體的な例をあげる上において、兩氏は期せずして、また知らずして、重大な落とし穴に落ち込んでゐるのである。」「兩氏の有力な根據たる前提が明らかに誤つてゐる以上、それに立脚する保險價值形成説が誤つてゐることはいうまでもない」と。

最初から市場に出せないことは明かである仕損品のおののついで、完全製品のもつ單價と同じ價值を認めるのは明かに誤りであり、スクラップとしての價值は全く別問題として、その無價值なるものとしての仕損品の價值が、完全製品のために犠牲になつたと考へるのはナンセンスであり、仕損品が何個出ようとする問題ではなく、投下費用はこれを完全製品の總數にだけ割當てて單價を算出すべきであつて、完全製品と仕損品を加えた總數に割當てて單價を算出することは、全く無意味である。仕損品は商品として無價值なのであるから、その數がいくつにとどまらうと、賣價の算定には全く無關係である。佐波氏の例をとれば、とにかく六、〇〇〇圓の費用を投

じて九六〇個の完全製品が生産されるのであるから、一個當りの生産費は明かに六圓二十五銭であつて、六圓、6000圓ではあり得ない。仕損品にも完全製品と全く同じ價值があるものとみて生産費を算出し、一個當りの生産費を六圓とみなすことは、理論上のみならず實際上も明かに不當である。仕損品の生産に必要な社會的平均労働が完全製品の價值形成に入りこむとする兩氏の考へは根本的に誤つており、到底これを支持するわけにいかない。またある割合で仕損品の出ることが、社會的、平均的に不可避の「損害」であるとか、仕損品の生産に要した社會的、平均的必要労働が、完全製品の生産のために犠牲となつてゐる、等という考へ方の間違つてゐることは明白であり、かく誤つた前提に立脚する類推論法であるかぎり、當然これを承認するわけにはゆかず、少くとも近藤氏、佐波氏の論法をもつては、保險料が價值形成的であるという主張を立證しえないとする。以上が印南氏の所説そのものである。

(註58) 前掲近藤氏「保險學總論」三三三頁。

(註59) 前掲佐波氏「保險學講義案」一〇五—一〇六頁。

(註60) 前掲印南氏「保險の本質」五一〇—五一五頁。

「ある生産手段は、労働過程には部分的に入りこむにすぎないが、價值増殖過程には全部的に入りこむことがある。かりに、棉花を紡ぐにさいし、毎日百十五封度につき、糸にならないで綿塵にしかならない十五封度の屑が生ずるとしよう。だが、この一五%の屑が標準的であり、棉花の平均加工から不可分離だとすれば、糸

『保險と價值形成の問題』について

の要素を形成しないこの十五封度の棉花の價值が、糸價值の實體を形成する百封度の棉花の價值とまったく同様に、糸價值に入りこむのである。十五封度の棉花の使用價值は、百封度の糸を作るために塵とならざるをえない。だから、この棉花の死滅は糸の一生産條件である。まさにそれ故にこそ、それはその價值を糸に交付するのである。こうしたことは労働過程のすべての廢物について云える、——少くとも、これらの廢物が二度と新たな生産手段を形成せず、したがつてまた新たな自立的使用價值を形成しない程度において。」「これと同一の理論および趣旨はローゼンベルグの「資本論註解」にも、そしてわが國の學者間でも述べられてゐる。

商品の二重性、使用價值と價值。労働の二重性、具體的有用労働と抽象的人間労働。労働過程における労働の二重性、商品の使用價值をつくる労働と價值をつくる労働。商品の生産過程の二重性、労働過程と價值形成過程。商品の生産過程における労働の二重性、價值移轉の労働と價值創造の労働。商品生産の資本制的形態・資本制的生産過程の二重性、労働過程と價值増殖過程。この過程において剩餘價值がつくりだせる。

(一)機械、道具等の労働手段は、各々その使用價值によつて新なる使用價值の生産には全體として機能しながら、價值としては、その消耗に應じて、新生産物にその價值を移轉せられるにすぎない。全體的に労働過程に参加する機械は、價值増殖過程には部分的に参加する。(二)労働對象は労働過程へは單に部分的に参加するにすぎないが、價值増殖過程へは全體的に参加する。「綿紡績の場合の脱落する棉花の如く使用價值としては直接綿糸の原料とならないものも一

定量の使用價值としての綿糸を生産する場合一般に技術的に避けることの出来ないものとせられる限りでは、その脱落部分の價值が綿糸の價值を形成するものとして計算せられる。(註63) 社會的的必要勞働量によつて、生産に入る前に決定されている勞働力の價值は、その使用に應じて、その價值を完全に生産物の上に付け加え、勞働力の價值に等しい價值は、勞働者により生産において新たに作り出されるが、その勞働力の使用價值は價值を回收する點で消滅し去るものではない。そして結局、勞働力は生産過程においてその價值を變化・増大せしめることになり、ここに剩餘價值をつくりだすのである。

(註61) 前掲「資本論」①、三六九頁。

(註62) ローゼンベルグ著、直井武夫、淡徳三郎氏共譯「資本論註解」(第一卷)三一三—三一四頁(昭和八年二月十日、改造社)。

(註63) 例へば高島素之氏「マルクス經濟學」一三二頁(昭和四年八月十五日、日本評論社)、宇野弘藏氏「經濟原論」上卷、九四—九五頁、一一〇頁(昭和二十九年七月十五日、岩波書店)。

(註64) 前掲宇野氏「經濟原論」上卷、一一〇頁。

「勞働過程のすべての廢物」の一つである仕損品、「標準的であり」、「平均加工から不可分離」である仕損品、機械や道具等の勞働手段の消耗や勞働對象および勞働力の價值にして、不幸にも仕損品となつてしまつた部分は、完全製品の「生産條件」であり、「一般に技術的に避けることの出来ないもの」であつて、従つて「ある割合では仕損品の出ることが、社會的、平均的に不可避の『損害』」

であり、「仕損品の生産に要した社會的、平均的必要勞働が、完全製品の生産のために犠牲になつてゐる」等とも考えられる。これは完全製品の「要素を形成しない」が、完全製品の「實體を形成する」諸價值と「まつたく同様に、完全製品の『價值に入りこむ』、その價值を完全製品に『交付する』。綿塵・屑にしかならなかつた棉花の價值の場合と同じく、仕損品にしかならなかつた勞働手段の消耗分や原料および勞働力の價值は、完全製品の『價值を形成する』。それだけではない。仕損品とはなつてしまつたが、このために要した、使用された勞働力の價值およびその剩餘價值までも、完全製品に交付され、完全製品の價值に入りこみ、完全製品の價值を形成するのである。印南氏は、近藤氏および佐波氏の所説にひかされてではあるが、この剩餘價值の問題を失念せられてゐる。資本制的生産過程・商品生産の資本制的形態が勞働過程と價值増殖過程との統一であり、それが剩餘價值の生産であることから、仕損品の勞働力の價值と剩餘價值とは、當然、同時に、不可缺に論ぜられていなければ、その理論は完全とはならないのである。

さて以上が、完全製品と仕損品の、價值形成の問題に關する、マルクス經濟學の理論であるが、ところで各資本家にとつては「仕損品が何個出よう」と問題ではない」どころか、問題である。各資本家にとつては、仕損品の發生の時期及び程度には偶然性が存する。仕損品の保險、即ち勞働手段、勞働對象、勞働力等の價值及び剩餘價值部分の、仕損品として廢物となつてしまつた部分の保險、もし仕損品の保險なるものがこの様なものを意味するのであるならば、仕損品の保險は、その保險料は、前章で詳述した本來的・經常的損害の保險の場合と同

じく、商品の價值を形成するとされる。筆者は仕損品の保險そのものを抹消し盡してしまふ、或は問題とはしていない印南氏の説には賛成し難いが、だからと云つて近藤氏及び佐波氏の、仕損品の類推論法による保險の商品價值形成説に與するものでないことは、明記する必要がある。問題は仕損品の保險の點にあるのではなくて、この保險をもつてするところの、他の保險への類推することにあるのである。保險・物保險にして企業保險には、その保險が、保險料が商品の價值を形成するものと、しからざるものと二種類が存在するのである。

#### 四 結 論

(1) 偶然的損害の保險。この保險は、この保險の保險料は商品の價值を形成しない。近藤文二氏の、その保險が生産過程における資本に對する保險であれば、その資本が眞實の意味における生産資本に對する保險は、その保險料は價值を形成するとする見解は、明かにあやまりである。生産過程における資本・生産資本に對する保險であつても、偶然的損害の保險は價值を形成しない。

その簡単な契機は、人間の勞働、勞働對象および勞働手段からなりたち、これらの要素を前提條件とする勞働過程が始まるためには、まず勞働力が、勞働の對象に働きかけてその對象のかたちを變えるのに用いる勞働手段、主として生産用具と結びつかなければならぬ。勞働過程は、人間の活動が勞働手段によつて、勞働過程の始まる以前にすでに企圖されていた勞働對象の變化を實現する。勞働過程の生産物は、かたちを變えられて人間の欲望に適合させられた一つの自然物——使用價值である。勞働過程は、同時に使用價值ま

「保險と價值形成の問題」について

たは財貨の生産の過程であり、勞働過程全體をその成果である生産物の立場から考察すれば、生産過程である。勞働手段と勞働對象は生産手段として、勞働そのものは生産的勞働としてあらわれる。ある使用價值が生産物として勞働過程から出てくる時、それ以前の勞働過程の生産物である他の使用價值が生産手段として勞働過程にはいりこむ。「勞働者は、彼の勞働の一定の内容・目的・および技術的性格のいかに拘わらず、ある一定分量の勞働を附加することに、勞働對象に新たな價值を附加する。他方において、吾々は、消耗された生産手段の價值を生産物の價值の構成部分として、——たとえば棉花と紡錘との價值を糸價值のうち、——ふたたび見出す。かくして、生産手段の價值は生産物へのその移譲によつて維持される。この移譲は、生産手段の生産物への轉形中に、すなわち勞働過程において行われる。」

使用價值を生産するための目的にそつた人間の活動としての勞働の過程は、人間の社會生活のいかなる形態からも獨立したものであり、人間生活のすべての社會形態にひとしく共通したものである。商品そのものが使用價值と價值との統一であるのと同じように、商品の生産過程は勞働過程と價值形成過程との統一であり、資本主義的商品生産過程は、勞働過程と價值増殖過程との統一である。すなわち勞働過程を通じて、その結果である商品の使用價值および價值が形成せられ、剩餘價值が創造せられる。

さて偶然的損害の保險、保險費用・保險料は、勞働過程での勞働——生産的勞働に結びつかない。また媒介されない。またそれは勞働過程に入りこまない。勞働過程を経過しない。その存在は勞働

過程に絶對の、不可缺・不可避の條件ではない。労働過程に起因しない。それゆえに、偶然的損害の保険・保険料は、商品の価値を、絶對に、形成しない。

(2) 經常的損害の保険。この保険は、すなわち性質損害・消耗損害の保険は、その保険の保険料は商品の価値を形成する。もしこのような保険があるとすれば。(理論的には存在可能)。

(3) 磨損の保険。「磨損とは(道徳的磨損を別とすれば)、固定資本がその消耗により、その使用価値が失われる平均度において漸次的に生産物に交付する価値部分である。」「使用そのものによつて生ずる」磨損の保険は、この保険の保険料は商品の価値を形成する。物生命保険、財産生命保険、家屋生命保険、もしこのような保険があるとすれば。(理論的には存在可能)。

(4) 道徳的磨損の保険。「競争戦は、殊に決定的變革に際しては、舊式労働手段をその自然的死滅前に新式のものに代えることを餘儀なくさせる。より大きな社會的規模での經營設備にかかる時ならぬ更新を強要するのは、主として破局——恐慌である。」「このような事情によつて生ずる道徳的磨損の保険は、その保険料は商品の価値を形成しない。もしこのような保険があるとすれば。(理論的には存在可能)。

(5) 「自然諸力の影響によつて」生ずる磨損の保険。「たとえば枕木は、現實の磨損によつてのみならず腐朽によつても損傷する。」「鐵道の維持費は、鐵道交通に伴う磨損よりも、むしろ、大氣に曝されている木材・鐵・および塙壁工事の質によつて定まる。嚴冬の一月は路盤に對し、まる一年間の鐵道交通よりも多くの害をなす

であろう。」「性質損害、これには消耗損害も老朽損害も入っているが、ただし經濟學で云う本來的・經常的損害とは區別せらるべきものである。この保険の、その保険料は商品の価値を形成する。もしこのような保険があるとすれば。(理論的には存在可能)。

(6) 仕損品の保険。この保険は、この保険の保険料は商品の価値を形成する。印南博吉氏の見解と相違するところである。もしこのような保険があるとすれば(理論的には存在可能)。

(7) 商品資本と貨幣資本、すなわち流通資本に對する保険、流通過程における資本に對する保険。この保険の保険料は、すなわち流通費用としての保険費用は、商品の価値を形成しない。

さて印南博吉氏は、「この類推論法に立脚する結果は、磨損の填補や維持および修繕労働のような價值形成的なものとは全く異なり、異常な天災・火災・洪水などによる破壊に關する保険は價值形成的でなく、剩餘價值からの控除であり、損失であるとするマルクスの主張は否定され、少なくとも重大な修正を加えられることになる。ゆえにもし兩氏の主張が正しいとするならば、マルクスの保險論に對するわれわれの評價は、大いに異なつてこなければならぬ」と述べられているが、これは違ふ。正しくない。筆者の見解によれば、上述のごとく商品の価値を形成する保険も存在しうることになるが、だからと云つてマルクスの主張が否定されたり、重大な修正が加えられたり、その評價が低落したりはしない。保險には、物保險にして企業保險なるものにも、多くの種類が考えられると云うことである。マルクスの保險論は、その「資本論」中における見解は、明かに、そして絶對に、流通費用としての保險費用または偶然的損

害の保險に限られており、これに關しては、斷片的に、不統一にはあるが、正鵠、卓越せる理論が論述せられてゐる。このかぎりにおいては、なんらの誤謬も、從つて修正も必要としない。「資本論」中における保險なる語の上に、「流通費用としての」または「偶然的損害の」なる文言を冠すれば、それにてこの場合での彼の保險理論は完璧となる。そしてマルクスが商品の価値を形成する種類の保險について論及・論述するところが無いとしても、彼が一八一八—一八八三年代の人物であり、「資本論」の第一巻が一八六七年に、第二巻が八五年に、第三巻が九四年に公刊せられたものであり、そしてまた各種の新様式保險・新種保險——これらのうちには商品の価値を形成する保險が含まれる——の目覺ましい發達は、現代の、最近のことであり、保險學者による保險理論の經濟學的研究もあまり遠くへは遡れないと云う諸條件を列挙してみれば、マルクスが「資本論」中において、商品の価値を形成する保險になんら觸れるところが無かつたと云う原因・わけの、思ひ半ばに過ぎるところがある。

(註65・66・67・68・69・70) 前掲「資本論」①、三六一頁、③、二一九頁、④、二二八頁、③、二一九頁、③、二二八頁、③、二二八頁。  
(註71) 前掲印南氏「保險の本質」五〇九頁。  
(註72) 例へばEmanuel Herrmanが“Das Versicherungs-wesen ist das Stiefkind der Volkswirtschaftslehre.”と嘆息したるは Die Theorie der Versicherung vom wirtschaftlichen Standpunkte, 1. Aufl. 1867. S. 117 である。  
(昭和三十一年八月十四日稿)

『保險と價值形成の問題』について

三田學會雜誌 一般教育特別號 豫告

(十二月發行豫定)

論 說

ルクレティウスに就いて……………	樋口勝彦
エリオットの「荒地」をめぐる問題……………	上田保
Mazurkiewicz の定理の擴張について……………	中村勝彦
「マルテ」とキェルケゴール……………	塚越敏
藤原氏遺體に關する動物學的調査……………	森八郎
デイドロ『運命論者ジャックとその主人』……………	原宏
書評	
「現代語學教育に關する諸問題」……………	大久保洋海